

中城村・北中城村「ちよーで一村」

包括連携協定書

中城村と北中城村（以下「両村」という。）は、かつて一つの村として歩んできた歴史的な絆を「ちよーで一（兄弟）」として再認識するとともに、互いの独立性を尊重しつつ、未来志向の持続的な連携体制を構築し、両村の更なる発展と住民サービスの向上を図るため、中城村・北中城村「ちよーで一村」包括連携協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、両村が互いに連携・協力し、両村及び両村民にとって有益となる施策や事業、イベント等を協働で実施することにより、地域の活性化及び持続的な発展に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 両村は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携・協力する。

- (1) 観光振興及び産業の活性化に関すること
- (2) 教育や歴史・文化活動、スポーツの振興に関すること
- (3) 健康増進、福祉及び子育て支援に関すること
- (4) 防災・防犯における相互支援など、安心・安全なまちづくりに関すること
- (5) 人材育成及び住民や職員等の交流に関すること
- (6) 行政事務の効率化、DXの推進及び広域連携に関すること
- (7) その他、両村が必要と認める事項

(協議)

第3条 両村は、前条に掲げる事項に係る事業については、別途協議の上、定めるものとする。

(信義則)

第4条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、両村が誠意を持って協議し、定めるものとする。

本協定の証として、本書2通を作成し、両村長が署名捺印の上、各自その1通を保有する。

令和8年5月20日

中城村長



比嘉麻乃

北中城村長



比嘉孝則